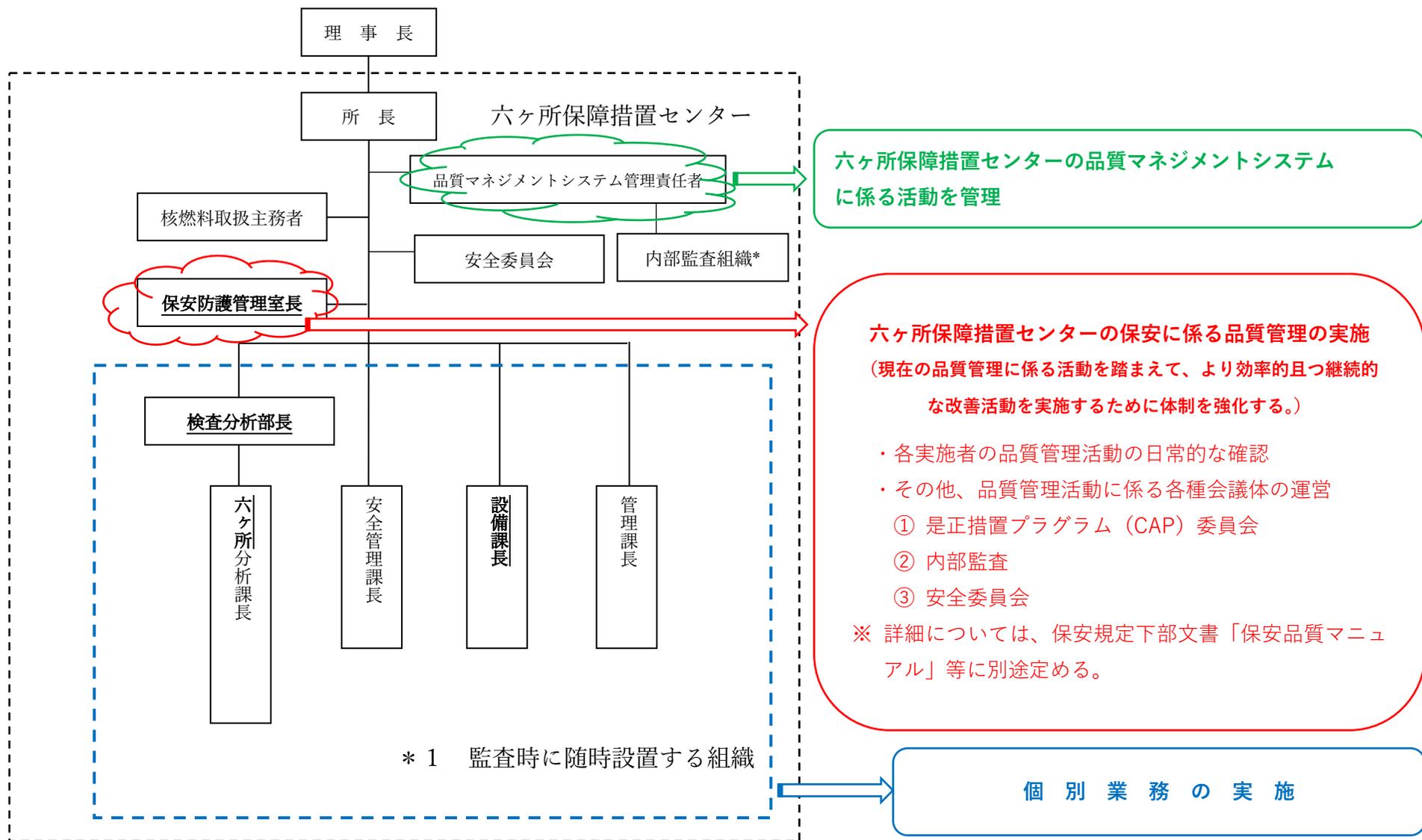


### 組織改正に伴い新設する保安防護管理室長の職務、役割等について



## 組織改正に伴い移管する職務、役割等について

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備 考
		現 行	改正後	
(職 務) 第 6 条	各職位の職務	(5) 分析課長：使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備（放射線管理設備及び通信連絡設備を除く）を用いた核燃料物質等の使用等及び共用設備の管理に係る保安活動	(4) 保安防護管理室長：六ヶ所保障措置センターの保安に係る品質管理 (6) 六ヶ所分析課長：使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備（放射線管理設備及び通信連絡設備を除く）を用いた核燃料物質の使用、保管及び運搬に係る保安活動 (8) 設備課長は使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備及び共用設備（放射線管理設備及び通信連絡設備を除く）の管理並びに核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び運搬に係る保安活動	保安防護管理室長：新設 六ヶ所分析課長：核燃料物質の使用、保管及び運搬 設備課長：新設により、六ヶ所分析課長の職務のうち、核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び運搬を移管

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備 考
		現 行	改正後	
(人員の確保) 第15条第2項 第3項	分析セル、グローブボックス及びフードは、その操作に必要な知識及び技能を有する者を「グローブボックス等作業従事者」に指定する。	分析課長	設備課長	
(負圧等の維持) 第21条	通常操作条件を逸脱した場合の 1)核燃料物質等の使用の停止措置 2)原因の調査及び通常操作条件への復旧等の必要な措置 3)適用除外の計画書作成 4)適用除外の周知	1)、2)、3)、4)：分析課長  3)の承認：六ヶ所検査部長	1)：六ヶ所分析課長 2)：設備課長 3)：各課長 4)：各課長  3)の承認：所長	
(警報装置の管理) 第22条	警報装置が作動した設備の措置	分析課長	設備課長	

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備 考
		現 行	改正後	
(異常時の措置) 第 2 4 条第 2 項 第 3 項	異常を発見した時の 措置①	分析課長	設備課長	
第 4 項	異常を発見した時の 措置（核燃料物質の 使用停止等）	—	六ヶ所分析課長	第 24 条第 2 項の整理により、 六ヶ所分析課長の職務を規定
第 5 項	異常の原因調査	原因調査：分析課長 報告を受ける者：部長	原因調査：設備課長 報告を受ける者：所長、 核燃料取扱主務者	
(現行) 第 5 項	異常の原因調査	報告を受ける者： 核燃料取扱主務者	—	第 24 条第 5 項（改正後）を整 理し当該項を削除
(立入制限区域に係る措置) 第 2 6 条	立入の制限	六ヶ所検査部長	所長	
第 2 項	放射線防護上必要な 措置 1)実施 2)協議	1)六ヶ所検査部長 2)安全管理課長	1)所長 2)安全管理課長	

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備考
		現行	改正後	
第3項	立入制限区域の設定 又は解除する時の措置 1)実施 2)協議 3)同意	1)六ヶ所検査部長 2)安全管理課長 3)核燃料取扱主務者	1)所長 2)安全管理課長、分析課長、設備課長 3)核燃料取扱主務者	実施者を所長に変更したことにより、現行第4項を削除
第4項	所長への報告	六ヶ所検査部長	—	削除
(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第31条の2	放射性廃棄物ではない廃棄物管理の判断	—	安全管理課長	新规定
第2項	放射性廃棄物ではない廃棄物管理に係る管理（混在防止等）	—	各課長	新规定
(作業に伴う放射線管理) 第32条第2項	放射線作業計画 1)立案 2)確認 3)承認	1)計画を立案した課長 2)分析課長  3)分析課長が立案した場合は六ヶ所検査部長。管理課又は安全管理課が立案した場合は所長	1)計画を立案した課長 2)設備課長、検査分析部長 (六ヶ所分析課長が立案した場合に限る) 3)所長	

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備 考
		現 行	改正後	
第 4 項	放射線作業終了後の措置 1)報告書の作成 2)報告	1)作業を行った課長 2)報告を受ける者：分析課長、安全管理課長、核燃料取扱主務者、六ヶ所検査部長、所長（管理課長又は安全管理課長に限る）	1)作業を行った課長 2)報告を受ける者：設備課長、安全管理課長、検査部長（六ヶ所分析課長が実施した場合に限る）核燃料取扱主務者、所長	
(床、壁等の除染) 第 3 3 条第 4 項	予期しない汚染を床、壁等に発生させ又は発見した場合の汚染拡大防止等の応急措置等の措置の報告	報告を受ける者：六ヶ所検査部長、核燃料取扱主務者	報告を受ける者：所長	
(外部放射線に係る線量率等の測定) 第 3 5 条	外部放射線に係る線量率等の異常時の措置	分析課長	分析課長、設備課長	
(施設管理) 第 3 8 条第 3 項	施設管理目標の設定 1)実施 2)確認 3)承認	1)各課長 2)六ヶ所検査部長（ <u>安全管理課長及び管理課長を除く</u> ）、核燃料取扱主務者 3)所長	1)各課長 2)検査分析部長( <u>分析課長に限る</u> )、核燃料取扱主務者 3)所長	各課長に設備課長が含まれるため、検査分析部長の実施範囲を適正化
第 4 項	施設管理実施計画の策定 1)策定 2)確認	1)各課長 2)六ヶ所検査部長（ <u>安全管理課長及び管理課長を除く</u> ）、核燃料取扱主務者	1)各課長 2)検査分析部長( <u>分析課長に限る</u> )、核燃料取扱主務者	同上

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備 考
		現 行	改正後	
	3)承認	3)所長	3)所長	
(施設の巡視点検) 第38条の2	巡視点検の実施	分析課長	設備課長	
第2項	巡視点検における異常時の措置	分析課長	設備課長	
(定期的な点検) 第38条の4	定期的な点検	分析課長、安全管理課長	設備課長、安全管理課長	
第2項	点検結果異常の措置	分析課長	設備課長	
(修理等の計画) 第39条	保障措置分析所の保安に影響する修理等の計画 1)作成 2)同意 3)承認	1)各課長 2)六ヶ所検査部長（ <u>管理課長又は安全管理課長を除く</u> ）、核燃料取扱主務者 3)所長	1)各課長 2)検査分析部長（ <u>六ヶ所分析課長に限る</u> ）、核燃料取扱主務者 3)所長	各課長に設備課長が含まれるため、検査分析部長の実施範囲を適正化
第6項	修理等終了後の措置 1)記録の作成 2)確認 3)報告	1)各課長 2)六ヶ所検査部長（ <u>管理課長又は安全管理課長を除く</u> ）、核燃料取扱主務者 3)報告を受ける者：所長	1)各課長 2)検査分析部長（ <u>六ヶ所分析課長に限る</u> ）、核燃料取扱主務者 3)報告を受ける者：所長	同上

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備 考
		現 行	改正後	
(核燃料物質の受渡し管理) 第 4 1 条	核燃料物質の受渡し 1)計画の作成 2)同意 3)承認	1)分析課長 2)核燃料取扱主務者 3)部長	1)六ヶ所分析課長 2)検査分析部長、核燃料取扱主務者 3)所長	
第 3 項	核燃料物質の受渡し 報告 1)記録の作成 2)報告	1)分析課長 2)核燃料取扱主務者、六ヶ所検査部長	1)六ヶ所分析課長 2)検査分析部長、核燃料取扱主務者、所長	
(核燃料物質の貯蔵) 第 4 2 条第 3 項	核物質保管室の立入 制限	分析課長	安全管理課長	
(周辺監視区域内に係る運搬) 第 4 3 条	核燃料物質の運搬 1)実施 2)同意 3)承認	1)分析課長 2)核燃料取扱主務者 3)六ヶ所検査部長	1)六ヶ所分析課長 2)検査分析部長、核燃料取扱主務者 3)所長	
第 3 項	運搬終了後の措置 1)実施 2)報告	1)分析課長 2)六ヶ所検査部長、核燃料取扱主務者	1)六ヶ所分析課長 2)検査分析部長、核燃料取扱主務者、所長	

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備 考
		現 行	改正後	
第 4 項	核燃料物質に汚染された物の運搬 1)実施 2)同意 3)承認	1)分析課長 2)核燃料取扱主務者 3)六ヶ所検査部長	1)設備課長 2)核燃料取扱主務者 3)所長	新規定
第 5 項	法令等に定める措置 （運搬標識の取付等）	分析課長	設備課長	新規定
第 6 項	運搬終了後の措置 1)実施 2)報告	1)分析課長 2)六ヶ所検査部長、核燃料取扱主務者	1)分析課長 2)検査分析部長、核燃料取扱主務者、所長	新規定
（周辺監視区域外に係る運搬） 第 4 4 条	周辺監視区域外における核燃料物質の運搬 1)計画 2)同意 3)承認	1)六ヶ所検査部長 2)核燃料取扱主務者 3)所長	1)検査分析部長 2)核燃料取扱主務者 3)所長	周辺監視区域外の運搬範囲を核燃料物質等から核燃料物質に変更
（放射性気体廃棄物の管理） 第 4 5 条	放射性気体廃棄物の管理	分析課長	設備課長	
第 3 項	警報吹鳴時の措置	分析課長	〔設備課長〕	第 2 項の整理（第 24 条に紐づけ）により削除。〔 〕は第 2 4 条の実施者

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備 考
		現 行	改正後	
(放射性液体廃棄物の管理) 第 4 6 条	放射性液体廃棄物の管理	分析課長	〔設備課長〕	同上
第 2 項	液体廃棄物中の放射性物質濃度評価結果の報告 1)実施 2)報告	1)分析課長 2)報告を受ける者：分析課長	1)設備課長 2)報告を受ける者：設備課長	
第 3 項	前項の結果及び液体廃棄物の排出状況の報告 1)実施 2)報告	1)分析課長 2)報告を受ける者：核燃料取扱主務者	1)設備課長 2)報告を受ける者：核燃料取扱主務者	
第 4 6 条第 4 項	管理目標値を超えた場合の措置 1)実施 2)同意 3)承認	1)分析課長 2)核燃料取扱主務者 3)六ヶ所検査部長	1)六ヶ所分析課長 2)検査分析部長、核燃料取扱主務者 3)所長	
(放射性固体廃棄物の管理) 第 4 7 条	放射性固体廃棄物の管理	分析課長	設備課長	

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備 考
		現 行	改正後	
第2項	固体廃棄物の封入及び廃棄の報告 1)封入 2)報告	1)分析課長 2)報告を受ける者：核燃料取扱主務者	1)設備課長 2)報告を受ける者：核燃料取扱主務者	
第3項	異常時の措置	分析課長	〔設備課長〕	第3項の整理（第24条に紐づけ）〔 〕は第24条の実施者
（緊急作業における作業者の選任要件及び被ばく管理等） 第54条の2第4項 第5項	緊急作業の従事に関する教育 1)実施 2)確認 3)報告	1)各課長 2)安全管理課長 3)核燃料取扱主務者、所長	1)保安防護管理室長、各課長 2)安全管理課長 3)核燃料取扱主務者、所長	
第6項	緊急作業計画の作成 1)作成 2)協議 3)承認	1)六ヶ所検査部長 2)各課長、核燃料取扱主務者 3)所長	1)設備課長 2)部長、室長、分析課長、安全管理課長、管理課長、核燃料取扱主務者 3)所長	
第10項	緊急作業の報告 1)実施 2)報告	1)六ヶ所検査部長 2)報告を受ける者：核燃料取扱主務者、所長	1)設備課長 2)報告を受ける者：核燃料取扱主務者、所長	